大阪府営公園　新たな管理運営制度

(Ｐ－ＰＦＩ型施設設置)

各公園に導入する制度について

【意見具申】

令和２年３月23日

大阪府都市公園施設設置者選定委員会

Ⅰ．審議の経過

○　大阪府では、府営公園における新たな管理運営制度の検討が進められており、公園の立地条件などの実情に合わせた公募の募集要項を検討することを目的に、令和元年7月に「大阪府営公園における新たな管理運営制度の導入に向けた事前事業提案募集」が行われ、ＰＭＯ型指定管理、Ｐ－ＰＦＩ型施設整備、ソフト充実型指定管理について、民間事業者から提案がなされた。

　○　この度、大阪府から、「事前事業提案を踏まえ、各公園にどの制度の導入が妥当であるか」ついて、次期指定管理者の公募の募集要領の策定に関わることから、「大阪府都市公園指定管理者選定委員会」及び「大阪府都市公園施設設置者選定委員会」に諮問があり、両委員会において審議を行った。

　○　なお、ＰＭＯ型指定管理、ソフト充実型指定管理、その他の提案については、指定管理制度に関わるものであることから「大阪府都市公園指定管理者選定委員会」で、Ｐ－ＰＦＩ型施設整備の提案、その他の提案については施設設置に関わるものであることから「大阪府都市公園施設設置者選定委員会」でそれぞれ審議を行った。

Ⅱ．審議の視点

　○　事前事業提案募集において提案があった49件（ＰＭＯ型指定管理12件、Ｐ－ＰＦＩ型施設整備22件、ソフト充実型７件、その他の提案８件）について、

・　各公園のめざすべき姿（素案）に示す公園の将来像との整合

・　収支の妥当性

・　にぎわい創出の効果

・　法令の遵守

　　　などについて書類及び事務局によるヒアリング結果を基に審議した。

　○　事務局によるヒアリングを重ねるなかで、今後のスケジュールや条件が合わないことなどから、提案の具体化が困難（本公募への参入が難しく提案を取り下げる。）とする応募者もいたことから、この点についても考慮した。

　○　なお、各提案の詳細な審議内容については、申請者から提出された企業ノウハウを有する資料を確認する必要があることから、「大阪府情報公開条例」第８条第１項第４号に基づき非公開とする。

Ⅲ．審議の結果

１．Ｐ－ＰＦＩ型施設整備の提案について

　（１）各公園の提案について

①住吉公園

〇　同公園には、２件の提案があった。

〇　第１の提案は、「園内唯一の芝生広場の代替機能確保が困難であること」、「桜の伐採が必要であるため地元の同意は得にくいこと」から、本制度の趣旨に適合していない。

〇　第２の提案は、課題が無く、将来像との整合や収支の妥当性、賑わい・サービス向上等の点から、実現性・妥当性が認められ、賑わいづくり・利用者サービスの向上に効果があると考えられる。

〇　そのため、同公園において本制度の趣旨に適合する提案が存在したことから、同公園へのＰ－ＰＦＩ型施設整備の導入は妥当である。

②服部緑地

〇　同公園には、７件の提案があった。

〇　第１の提案は、「池を丸々ひとつ埋め立てて収益施設を整備する計画であり、公園の自然生態配慮の視点から難があること」から、本制度の趣旨に適合していない。

〇　第２、第３、第４、及び第５の提案は、本公募に向け、整理すべき事項はあるものの、課題が無く、将来像との整合や収支の妥当性、賑わい・サービス向上等の点から、提案内容の実現性・妥当性が認められる。

〇　第６の提案は、「利用者が非常に多い芝生広場と駐車場を広く占有し代替機能確保が困難であること」から、本制度の趣旨に適合していない。

〇　第７の提案は、「新たな府費負担が必要であること」、「集客効果が無いこと」から、本制度の趣旨に適合していない。

　　　〇　そのため、同公園においては本制度の趣旨に適合する提案が存在したことから、同公園へのＰ－ＰＦＩ型施設整備の導入は妥当である。

③寝屋川公園

〇　同公園には、１件の提案があった。

　　　〇　提案は、「同公園では数少ない広場を広く使用するため、広場機能を失い、現状の利用及び将来像と整合しないこと」、「施設設置により防災機能上の必要面積が確保できないこと」から、本制度の趣旨に適合していない。

　　　〇　そのため、同公園においては、本制度の趣旨に適合する提案は存在しなかったことから、同公園へのＰ－ＰＦＩ型施設整備の導入は見送ることが妥当である。

④山田池公園

〇　同公園には、２件の提案があった。

〇　第１の提案は、「繁忙期に臨時駐車場として使用する広場と既存の駐車場を広く使用し代替機能確保が困難であること」から、本制度の趣旨に適合していない。

〇　第２の提案は、「新たな府費負担が必要であること」、「集客効果が無いこと」から、本制度の趣旨に適合していない。

〇　そのため、同公園においては本制度の趣旨に適合する提案は存在しなかったことから、同公園へのＰ－ＰＦＩ型施設整備の導入は見送ることが妥当である。

⑤久宝寺緑地

〇　同公園には、３件の提案があった。

〇　第1の提案は、「現在１シーズン約５万人が利用するプールが実質的に無くなるなど、将来像と整合しないこと」から、本制度の趣旨に適合していない。

〇　第２の提案は、再精査の結果、設置許可使用料の支払いが困難とのことから、提案の具体化は困難とのことであった。

〇　第３の提案は、「新たな府費負担が必要であること」、「集客効果が無いこと」から、本制度の趣旨に適合していない。

〇　そのため、同公園においては本制度の趣旨に適合する提案は存在しなかったことから、同公園へのＰ－ＰＦＩ型施設整備の導入は見送ることが妥当である。

⑥大泉緑地

〇　同公園には、３件の提案があった。

また、その他の提案の中に、事務局による内容確認及びヒアリングの結果、Ｐ－ＰＦＩ型と考えられる提案が1件あったことから、合計４件を施設設置者選定委員会で審議することとした。

〇　第１の提案は、「隣接する公共施設と同種の施設を立地させる提案であり、府民にとって最適なサービスを提供するとは言えず、将来像と整合しないこと」から、本制度の趣旨に適合していない。

〇　第２の提案は、提案者において詳細検討を進める中、テナント事業者の進出意欲が低下しているとの報告があり、提案の具体化は困難となった。

〇　第３の提案は、提案者において現地再踏査を行った結果、立地条件が社内条件に満足しないとの報告があり、提案の具体化は困難となった。

〇　第４の提案は、「将来像と整合しないこと」、「制度上の課題があること」、「集客効果が乏しいこと」から、本制度の趣旨に適合していない。

〇　そのため、同公園においては本制度の趣旨に適合する提案は存在しなかったことから、同公園へのＰ－ＰＦＩ型施設整備の導入は見送ることが妥当である。

⑦りんくう公園

〇　同公園には、２件の提案があった。

〇　２つの提案は、提案者が、りんくう公園を囲む、商業施設などの周辺開発の動向を注視する必要があることから、現時点で、提案の具体化が困難との申し出があった。

〇　そのため、同公園においては本制度の趣旨に適合する提案は存在しなかったことから、同公園へのＰ－ＰＦＩ型施設整備の導入は見送ることが妥当である。

　（２）結果

　　　〇　Ｐ－ＰＦＩ型施設整備の導入が妥当であるとする公園は、**住吉公園、服部緑地**の２公園という結果となった。

　　　〇　ただし、両公園にはＰＭＯ型での提案もあり、「大阪府都市公園指定管理者選定委員会」において審議されている。

〇　ＰＭＯ型の導入が妥当となった場合、投資規模や公園全体を一体的にマネジメントし、園内全体で事業を行うなど、にぎわいの相乗効果を生み出すなどの視点から、Ｐ－ＰＦＩ型よりＰＭＯ型の方が優位であると考える。

（３）付帯意見

府においては各公園に導入する制度を決定する上で、以下の点に留意されたい。

〇　各公園に導入が妥当と考えられる制度を整理したが、公園ごとに、事業提案の内容について実現性・妥当性があると判断した件数や内容が異なっており、公募時にこれらの制度を導入するかは、慎重に判断する必要がある。

〇　新たな制度の導入については、まずは、提案内容が公園の将来像に合致し、民間のノウハウにより公園のにぎわい・利用者サービスが向上し、確実な応募が見込まれる公園にのみ導入し、その後の魅力向上の状況を検証した上で、更なる制度設計を継続するなど、段階的な取組が必要であると考えられる。

〇　また、今後、公園の質がより向上するよう、公募においては、都市公園としての機能の発揮、景観・生態系への配慮や公園の質を高めるにぎわい施設のデザインなどを求め、これを計画時に確認し、事業開始後に評価・改善、社会情勢の変化に応じて協議により事業計画を変更するなど、各段階における仕組みづくりが必要と考えられる。

〇　なお、本審議は2月末までのヒアリング結果に基づいたものであり、今後、新型コロナウィルスの影響が懸念されることから、新制度の導入の時期は慎重に判断する必要がある。

２．その他の制度

（１）結果

　　〇　今回の事前事業提案募集では、行政に代わって維持管理等の業者選定・履行確認を行う制度など、ＰＭＯ型指定管理及びＰ－ＰＦＩ型施設整備、ソフト充実型指定管理以外の制度についても提案があり審議したが、ＰＭＯ型指定管理、Ｐ－ＰＦＩ型施設整備およびソフト充実型指定管理に変えて導入すべき制度は存在しないとの結果となった。

Ⅳ．開催状況

■令和元年度　大阪府都市公園施設設置者選定委員会

|  |  |
| --- | --- |
| 年月日 | 開催内容 |
| 令和元年11月18日 | ・選定委員会の進め方（案）について  ・事前事業提案内容の概要について  ・ヒアリング事項の抽出 |
| 令和２年１月16日 | ・事前事業提案募集のヒアリング状況及び実現性・妥当性に  ついて |
| 令和２年３月23日 | ・事前事業提案募集のヒアリング状況及び実現性・妥当性に  ついて  ・意見について |

※委員名簿は施設設置者の選定が終了するまでは非公開とする。

　　　（委員は弁護士、公認会計士、経済分野の学識経験者の専門家各1名と

　　　　造園の分野に関連する専門家2名の計5名。）

Ⅴ．参考

○大阪府附属機関条例　（抜粋）

（略）

(設置)

第二条　執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

（略）

別表第一(第二条関係)

一　知事の附属機関

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 担任する事務 |
| 大阪府都市公園施設設置者選定委員会 | 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第五条第一項の許可を受けて同法第二条第二項に規定する公園施設を設け、又は管理する公園管理者以外の者(同法第五条第一項に規定する公園管理者以外の者をいう。)を公募の方法により選定する場合(公募に応じた者に対し企画、技術等の提案を求めて選定する場合に限る。)の当該公園管理者以外の者の選定の基準の策定及び当該公園管理者以外の者の選定に当たっての審査に関する事務 |